雨水貯留施設設置助成金制度の手続き

雨水貯留施設設置助成金の制度に係る手続きについては、以下のとおりです。
※必ず、事前設置相談を受けてから、雨水タンクを購入・設置してください。

※ [　　] ①～③、⑤～⑦、⑩は、制度利用者がされる手続きです。

① **助成金交付申請希望申出書の提出**

上下水道事業所窓口で受け取られるか、町ホームページからダウンロードし、必要事項を記載の上提出してください。
・雨水貯留施設設置助成金交付申請希望申出書

② **雨水タンクの事前設置相談**

制度の概要や設置についての説明を受け、通し番号の入った申請書を受け取ってください。

③ **助成金交付申請書を提出**

申請書は、原則として、事前相談の日から１か月以内、または１月末のどちらか早い日までに提出してください。
・雨水貯留施設設置助成金交付申請書
・誓約書
・承諾書（建物と土地の所有者が異なる場合等）
・建物の所有者を確認できる書類
・設置費用がわかる書類（カタログや見積書等）
・設置前の写真

④ ***助成金交付決定通知書を送付***

町が提出された書類の内容を審査し、助成の可否を決定後、制度利用者に通知します。
・雨水貯留施設設置助成金交付決定通知書
・雨水貯留施設設置助成金不交付決定通知書

⑤ **助成金変更申請書を提出**

③の助成金交付申請の内容を変更される場合は、変更申請書を提出してください。
その後、町が変更内容の承認の可否を決定後、制度利用者に通知します。
・雨水貯留施設設置助成金変更申請書
・雨水貯留施設設置助成金変更承認通知書
・雨水貯留施設設置助成金不交付決定通知書
また、助成金の交付申請を取り下げようとするときは、取下届を提出してください。
・雨水貯留施設設置助成金取下届

⑥ **雨水タンクを購入または依頼して設置**

⑦ **工事完了報告書の提出**

雨水タンクの設置工事が完了次第、工事完了報告書を提出してください。
・雨水貯留施設設置工事完了報告書
・雨水タンクの領収書（原本）
・設置後の写真
業者施行の場合は、次の書類も必要です。
・施行業者からの領収書及び内訳書（写し）

⑧ ***雨水タンクの設置確認***

町職員が現地へ伺い、設置を確認し、工事完了検査を実施します。

⑨ ***助成金の交付額の決定を通知***

町が⑧の完了検査において、助成金の交付の条件に該当する可否を決定後、制度利用者に通知書と請求書を送付します。
・雨水貯留施設設置助成金交付額決定通知書
・雨水貯留施設設置助成金不交付決定通知書
・雨水貯留施設設置助成金交付請求書

⑩ **助成金交付請求書を提出**

制度利用者は、送付された請求書に必要事項を記載の上、町に提出してください。
その後、町が希望される金融機関に助成金を振り込みます。

雨水貯留施設設置助成金制度のQ&A

Q　なぜ雨水を貯める必要があるの？

A　本来、雨水は地下に浸透し、地下水となって地中に蓄えられ、自然の水循環のバランスが保たれてきました。
しかし、市街地の進展により、地面はアスファルトで舗装され、地下へ浸透する雨水の量は減少しています。
そのため、大量の雨水が道路の側溝や河川に向かって一気に流れだす「都市型浸水」の被害が起こりやすくなったと言われています。
このような被害を防ぐために、地域全体で雨水の流出を抑制する必要があるのです。

Q　雨水タンクはどこで購入するの？

A　ホームセンターやインターネットで購入できます。
雨水タンクは、規模・形状・価格などについて、様々な製品が市販されています。
町から商品や購入先の指定は行っていませんので、各自ご検討ください。

Q　雨水タンクはどう設置すればいいの？

A　ほとんどのメーカーが、取扱説明書の中で取り付け方を説明しています。
設置方法は、雨どいを“のこぎり”で切ったあと、集水器具をはめるだけといった手軽なもので、多くの申請者がご自身で設置されています。
年配の人などは、水道工事店や工務店などに依頼されることが多いようです。

Q　どのくらいの大きさのタンクをつけているの？

A　大きさが100ℓ以上の雨水タンクを設置されない限り、助成金の交付対象となりません。
大きさは、150ℓ、200ℓ、250ℓ、300ℓ等、様々ありますが、200ℓまでの小型なものが人気があるようです。